

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第3項の規定により県が滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗ずる割合を変更するため、滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年滋賀県条例第4号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗ずる割合を、零（改正前 10,000分の2.8）に改めることとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する 条例案(資料)

◎ 基金が対応すべきは、集めた保険料で給付費（※）が支払えない状況を回避すること。

（※）給付費＝医療費－窓口負担

交付・貸付が生じるケース

- ① 集めた保険料が見込み額まで達しない。（収入不足）＝**収納不足リスク**
- ② 給付費が見込みの額を超える。（支出超過）＝**給付増リスク**

◎ 保有すべき基金残高の目安

1. 積立必要額は、国が示す計算式により積算

<収納不足リスク>

過去に生じた最大の「保険料の収納不足」と見込みとの乖離率(0.04%)

<給付増リスク>

過去に生じた最大の「医療費の急増」と見込みとの乖離率(3.77%)

<両方のリスクが同時発生しても対応可能に>

保険料割合分について、給付費に対する最大乖離率3.81% (0.04%+3.77%)を確保

★R8年度基金必要額

年間給付費2,083億円×高齢者負担率（保険料負担分）13.27%×3.81%（リスク率）＝10.53億円

※ 2年分換算：10.53億円×2年分＝21.06億円

R8年度基金残高

R7年度末 21.17億円

※R8年度中に、1400万円程度利息を積立てる。

同時発生に対応可能な基金残高であり、リスク発生頻度（別紙）は極めて低い。

2. 現行基金残高で2年間分が対応可能

積立額21億1700万円は、過去最大のリスクが同時に2年間続けて発生しても対応可能な金額を確保済み。

(別紙) 滋賀県後期高齢者医療広域連合における財政リスクの推移

年度	保険料収納リスク	給付費増加リスク
平成22年度	-0.19%	+3.77%
平成23年度		+0.19%
平成24年度	-0.01%	-0.87%
平成25年度		-0.69%
平成26年度		-2.68%
平成27年度	-0.05%	-1.76%
平成28年度		-3.06%
平成29年度	+0.04%	-3.97%
平成30年度	-0.07%	-2.22%
令和元年度		-2.33%
令和2年度	-0.12%	-4.47%
令和3年度		-4.42%
令和4年度	-0.10%	-2.57%
令和5年度		-0.83%
令和6年度	-	-2.27%

◎この表では、リスクを+で表しています。
 保険料収納リスク = 予定収納率 - 実績収納率
 給付費増加リスク = (医療給付費実績 - 医療給付費見込) / (医療給付費実績)

1 過去15年間で、医療費が見込みを超えたのは2回

直近は給付費の見込みより実績は下回っており、過去最大の給付費の上昇に備えている。

2 過去7期(14年間)で、収納不足が生じたのは1回

過去7年間、保険料の収納は見込みを上回っており、過去生じた収納不足に備えている。

3 制度開始以来、貸付・交付の実績はなし

通年を通じて、市町とともに保険料収納を維持するとともに、適正な医療給付を見込み、毎期の剰余金を活用し、保険料上昇を抑制している。

※給付費の約9割は公費、支援金で対応し、リスク対応は保険料収入財源のみ

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案 資料

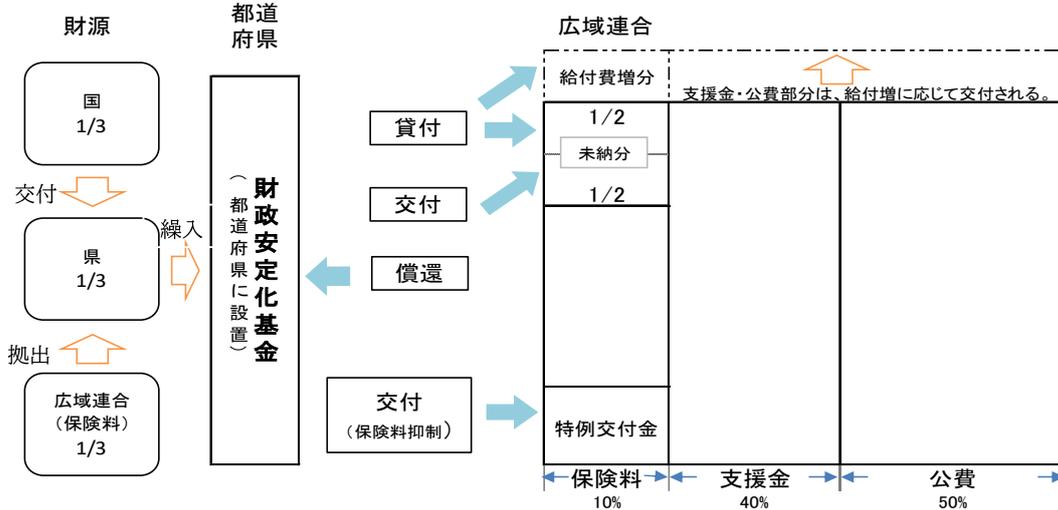
〔制度概要〕

1. 基金事業の内容

- (1) 交付 保険料の未納による財政不足に対して交付
- (2) 貸付 給付の見込み以上の増加、保険料の未納による財政不足に対して貸付
- (3) 特例交付 保険料率の増加抑制のため特例として交付

2. 財源および負担割合等

(1) フロー図



(2) 広域連合の拠出額 (=国庫支出金額)

「保険給付費等見込額(2年間)×拠出率」を基本として、2か年度を一期間として算出。県は、2か年度ごとに厚生労働省が示した保険料収納不足リスクおよび給付費増加リスク算出手法を基に必要額を算出し、厚労大臣が定める標準拠出率も勘案し、広域連合と協議の上、具体的な拠出率を条例で定める。

3. 拠出金率および基金積立状況

(単位：円)

年度	国標準拠出率	県拠出率	積立(利息含む)	積立後	特例交付	年度末残高
20	0.09%	0.087%	271,057,542	271,057,542		271,057,542
21	0.09%	0.087%	271,972,904	543,030,446		543,030,446
22	0.09%	0.087%	301,357,426	844,387,872	▲512,795,606	331,592,266
~~~~~						
29	0.041%	0.041%	184,092,539	776,221,746	▲97,000,000	679,221,746
30	0.040%	0.040%	187,299,390	866,521,136	0	866,521,136
元	0.040%	0.040%	187,211,894	1,053,733,030	0	1,053,733,030
2	0.038%	0.038%	181,957,068	1,235,690,098	0	1,235,690,098
3	0.038%	0.038%	181,851,977	1,417,542,075	0	1,417,542,075
4	0.038%	0.035%	182,512,149	1,600,054,224	0	1,600,054,224
5	0.038%	0.035%	182,594,968	1,782,649,192	0	1,782,649,192
6	0.041%	0.028%	162,123,974	1,944,773,166	0	1,944,773,166
7	0.041%	0.028%	172,799,275	2,117,524,441	0	2,117,524,441
8	0.038%	0%	14,441,844	2,132,014,285	0	2,132,014,285

※8年度は見込額

※令和9年度末に必要な基金額=21億6百万円

議第 26 号

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成 20 年滋賀県条例第 4 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第 2 条中「10,000 分の 2.8」を「零」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (抛出率)</p>	<p>第1条 省略 (抛出率)</p>
<p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の2.8</u>とする。</p>	<p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>零</u>とする。</p>
<p>第3条以下 省略</p>	<p>第3条以下 省略</p>